

# 伊勢鉄道クロスセクター効果等調査業務委託 仕様書

## 1 委託業務名

伊勢鉄道クロスセクター効果等調査業務委託（以下「本業務」という。）

## 2 委託業務の概要・目的

昭和62年3月に第三セクター鉄道として営業を開始した伊勢鉄道株式会社（以下「伊勢鉄道」という。）は、地域住民の通勤・通学や日常生活などにおける移動手段としての役割を担っているほか、東海旅客鉄道株式会社の特急「南紀」や快速「みえ」が通ることで、名古屋と伊勢・鳥羽地域、並びに東紀州地域を結ぶ鉄道網の一翼を担っており、県内の交通体系全体に影響を及ぼす重要な鉄道となっている。

しかしながら、近年は人口減少やコロナ禍を経たライフスタイルの変化等による利用者の減少、昨今のエネルギー価格の高騰、さらには車両や施設の老朽化等により、安全性確保のための設備投資や修繕費用が増加するなど、その経営は厳しい状況にある。

また、伊勢鉄道の設備整備については、県と沿線等15市町が積み立てた「三重県地域交通体系整備基金」を活用しながら進めているが、現行の設備整備計画（平成26年度から令和10年度まで）終了後を見据え、今後、次期設備計画や基金の積み増しなどについて関係機関で議論・検討を行う必要がある。

こうした状況を踏まえ、沿線地域及び県南部地域の移動手段を将来にわたり維持・確保していくため、伊勢鉄道の将来的なあり方について様々な観点から検討を行う。

本業務は、伊勢鉄道利用者アンケートなど伊勢鉄道のニーズ調査を実施・分析することにより、分野別（医療、商業、教育、観光、建設など）代替施策費用等を算出し、クロスセクター効果（多面的な効果）等を整理することで、伊勢鉄道の今後のあり方を検討するための基礎資料とする。

## 3 契約期間

契約締結日から令和8年3月25日（水）まで

## 4 委託内容

### (1) 伊勢鉄道のニーズ調査の実施

#### ○伊勢鉄道利用者アンケート

- ・伊勢鉄道区間を運行する普通列車、特急列車「南紀」及び快速列車「みえ」の乗客を対象とし、アンケート調査を実施する。
- ・アンケート項目や手法については業務受託者が提案し、県と協議のうえ決定する。
- ・なお、アンケート項目については、クロスセクター効果の整理や今後の伊勢鉄道のあり方の検討に資する回答が得られるものとし、実施日数については、平日1日以上、休日1日以上、計2日以上実施すること。

#### ○駅乗降客数調査

- ・伊勢鉄道区間の全駅において実施する。
- ・手法については業務受託者が提案し、県と協議のうえ決定する。
- ・実施日数については、平日1日以上、休日1日以上、計2日以上実施すること。

## ○沿線等住民アンケート

- ・伊勢鉄道及び快速「みえ」・特急「南紀」が経由する JR 沿線市町のうち、伊勢鉄道を支援している沿線 3 市（四日市市・津市・鈴鹿市）および 12 市町（松阪市・伊勢市・鳥羽市・尾鷲市・熊野市・紀北町・多気町・玉城町・紀宝町・大台町・大紀町・御浜町）に対して住民アンケートを実施する。

- ・アンケート項目や手法については業務受託者が提案し、県と協議のうえ決定する。

※なお、上記の利用者アンケート及び沿線等住民アンケートの項目数は、15 問程度とし、手法については、クロスセクター効果の整理や今後の伊勢鉄道のあり方の検討に必要なサンプル数が得られるよう業務受託者が提案すること。

### (2) クロスセクター効果の整理

- ・利用者アンケート等の調査結果により、クロスセクター効果の分析を行う。
- ・分析にあたっては、現在実施の施策・補助状況、廃止の場合の補完施策と当該施策に必要な予算額、補完施策の適用制度、鉄道の価値（役割・効果、運行メリット）を把握するとともに、分野別（医療、商業、教育、観光、福祉、財政、建設など）代替費用の算出により、廃止の場合の追加的財政負担額を整理する。

### (3) その他分析

- ・令和 6 年度に県が実施した財務シミュレーション調査の結果における、利用者数の予測に基づく収入や、運営にかかる支出等について、時点修正を行うこと。
- ・令和 4 年度に実施した便益分析調査の結果も考慮して、今回の調査結果を分析すること。

### (4) 伊勢鉄道のあり方検討に資する材料の整理

- ・これまでの調査結果を踏まえ、クロスセクター効果による定量的な分析に加え、地域ブランド価値の維持やまちのにぎわいの創出などの定性的な効果を分析し、多面的な視点から見た伊勢鉄道の必要性や存在価値等を把握、整理する。
- ・鉄道存続、上下分離方式の導入、他モード転換等、様々な事業形態も想定し比較検討する。

### (5) 打合せ協議

- ・業務着手時には伊勢鉄道本社において伊勢鉄道の担当者も交えて打合せを行うほか、随時、必要に応じて打合せ協議を行う。

### (6) 市町担当課長会議等における説明

- ・令和 7 年 10 月、令和 8 年 1 月頃に伊勢鉄道関係市町担当課長会議等を津市内で開催する予定としており、事業進捗状況にかかる資料の作成および説明を行う。

## 5 委託業務の実施条件

- (1) 本仕様書等は、本業務に必要な主要事項を示すものであり、記載のない事項及び疑義については、県と業務受託者とで十分に協議を行うこと。
- (2) 本業務の履行に際し必要となる調査や検討に必要な資料の収集は、原則として、県の指示により業務受託者が行わなければならない。
- (3) 業務受託者が、本業務の履行に関して必要とする人件費、印刷製本費、複写費、交通費、通信費、消耗品費、業務受託者において予め使用を見込む特許権等の使用に係る費用等、本業務に必要な費用の一切を本業務委託料に含むものとする。ただし、契約締結後において、県の指示により特許権等の使用に関する特別な費用が生じる場合は、別途、県と業務受託者とで取り扱いを協議する。

- (4) 本業務における実施内容は、提案内容をふまえ、最終的に県が決定を行うものとする。
- (5) 本業務における成果品の所有権及び著作権等は、すべて三重県に帰属するものとする。

## 6 必要書類の提出等

業務受託者は、本業務に係る契約の締結後、速やかに三重県地域連携・交通部交通政策課に以下の書類を提出するものとする。

- (1) 業務計画書 (2) 工程表 (3) その他三重県が必要とする書類

## 7 成果品の提出

- (1) 報告書（詳細版） 30部  
すべての業務が完了した後、速やかに提出
- (2) 報告書（概要版） 30部  
中間報告書（素案）については、上記4（6）の会議日程を考慮し、県と協議のうえ提出  
中間報告書は12月頃  
完成報告書（概要版）はすべての業務が完了した後、速やかに提出
- (3) 上記すべてにかかる電子データ 一式  
※数値データ等は報告書と別に Excel 形式など編集可能なデータ形式でも納めること
- (4) 調査、分析等において作成した地図データ  
※地図データは汎用性の高いデータ形式で納めること

## 8 特記事項

- (1) 契約の履行にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項の規定を遵守してください。なお、個人情報の保護に関する法律第 176 条、180 条及び第 184 条に、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対する罰則規定があるので留意してください。
- (2) 業務受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとなります。
  - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
  - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
  - (ウ) 委託者に報告すること。
  - (エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害を生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (3) 業務受託者が、(2) の (イ) 又は (ウ) の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第 7 条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。